

政令第二十七号

国立研究開発法人情報通信研究機構法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）附則第十二条第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

国立研究開発法人情報通信研究機構法施行令（平成十六年政令第十三号）の一部を次のように改正する。

附則第一項を附則第一条とし、附則第二項を附則第二条とし、附則に次の二条を加える。

（法附則第十二条第四項の規定による納付金の納付の手續等）

第三条 機構は、法附則第十二条第四項の規定による命令を受けたときは、総務大臣の指定する期日までに、同条第一項に規定する革新的情報通信技術研究開発推進基金の額のうち機構が当該革新的情報通信技術研究開発推進基金に係る業務を円滑に遂行する上で必要がないと認められるものに相当する額として総務大臣が定める額を、同条第四項の規定による納付金として国庫に納付しなければならない。

2 総務大臣は、前項の規定により法附則第十二条第四項の規定による納付金の額を定めようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

3 法附則第十二条第四項の規定による納付金は、一般会計に帰属する。

(法附則第十二条第五項の規定による納付金の納付の手續等)

第四条 第三条(第一項ただし書を除く。)及び第四条の規定は、法附則第十二条第五項に規定する残余の額を同項の規定により国庫に納付する場合について準用する。この場合において、第三条第一項及び第四条中「当該期間最後の」とあるのは、「令和五年四月一日に始まる」と読み替えるものとする。

2 法附則第十二条第五項の規定による納付金は、一般会計に帰属する。

## 附 則

この政令は、国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律(令和三年法律第一号)の施行の日(令和三年二月十一日)から施行する。

## 理由

国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律の施行に伴い、革新的情報通信技術研究開発推進基金に係る納付金について納付の手續等を定める必要があるからである。